

東京都が負担する経費の基本的な考え方について（案）

平成 29 年 5 月 31 日の合意において、東京都が負担することとなった経費のうち東京都内で実施するものについては、以下の基本的な考え方に基づき、毎年度、計画、予算及び執行の各段階において、共同実施事業管理委員会で確認することとする。

- ① 経費の負担が平成 29 年 5 月 31 日の合意の考え方に基づくものであること
- ② 事業の執行に当たり、大会運営を担う組織委員会が一括して執行した方が効率的、効果的であること
- ③ 経費の内容等が必要性（必要な内容、機能かなど）、効率性（適正な規模、単価かなど）、納得性（類似のものと比較して相応かなど）等の観点から妥当なものであること
- ④ その他経費の内容等が公費負担の対象として適切なものであること

参考 「東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会の役割（経費）分担に関する基本的な方向について」より抜粋

1 東京都

○ 大会の開催都市としての責任を果たす。

- 大会経費のうち、会場関係については、都及び都外自治体所有施設における仮設等、エネルギー及びテクノロジーのインフラ並びに賃借料等に係る経費を負担する。
- 大会経費のうち、大会関係については、大会時の都市活動や都民生活に与える影響を最小化するよう、都内会場周辺に関わる輸送及びセキュリティ対策に係る経費を負担する。